

法務省矯少訓第5号

矯正管区長
少年院長

在院者の書籍等の閲覧に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上川陽子
(公印省略)

在院者の書籍等の閲覧に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 備付けの書籍等及び新聞紙（第3条―第6条）

第3章 自弁の書籍等（第7条―第10条）

第4章 補則（第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、在院者が閲覧する書籍等の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 備付けの書籍等及び新聞紙

（備付書籍等の内容）

第3条 少年院の長が在院者に閲覧させるためその少年院に備え付ける書籍等（以下「備付書籍等」という。）には、学習、職業、教養及び適当な娯楽に関する書籍等が含まれるよう配慮しなければならない。

（備付書籍等の登録手続）

第4条 備付書籍等を受け入れるときは、次の手続をとるものとする。

- (1) 購入、寄贈、管理換えその他の方法により受け入れた備付書籍等は、受入年月日順に帳簿に登載すること。
- (2) 備付書籍等の表紙、標題紙等の適宜の余白に受入登録印を押印すること。
- (3) 備付書籍等の背部に図書ラベルを貼付すること。
- (4) 備付書籍等は適宜の区分表により分類すること。

2 備付書籍等を、廃棄、紛失、管理換え等の理由により除籍するときは、これを前項第1号の帳簿から削除するものとする。

3 備付書籍等のうち雑誌等長期間保管する必要がないものについては、第1項の規定にかかわらず、同項に定める手続を省略することができる。

(備付書籍等の貸与方法)

第5条 少年院の長は、在院者に備付書籍等を貸与するときは、その貸与する日をあらかじめ定めて在院者に告知した上、少年院の実情に応じて定めた方法により行うものとする。

2 備付書籍等の貸与期間は、少年院の実情に応じて、おおむね1月を超えない範囲内において、少年院の長が定めるものとする。

3 備付書籍等の貸与個数は、3個を下回らない範囲内で、少年院の長が定めるものとする。

(備付日刊通常新聞紙の閲覧)

第6条 在院者に対しては、少年院において備え付けた日刊通常新聞紙(時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙をいう。次項において同じ。)の閲覧の機会を与えるものとする。

2 前項の規定による日刊通常新聞紙の閲覧は、所在地における閲覧傾向その他の事情を参酌して選定した2紙以上の日刊通常新聞紙を備え付けることにより行うものとする。

第3章 自弁の書籍等

(自弁の書籍等の閲覧許可)

第7条 法第79条第1項の規定による自弁の書籍等の閲覧を許すか否かの判断については、少年院の長は、当該書籍等が在院者の健全な育成に資すると認めるときその他相当と認めるときは、その閲覧を許すものとする。

(自弁の書籍等の内容の検査)

第8条 少年院の長は、法第79条第1項の規定により自弁の書籍等の閲覧を許すか否かを判断するに当たっては、その指名する少年院の職員にその内容を検査させるものとする。

2 前項の検査は、在院者の年齢、性向、性格、生活態度、精神状況、処遇の段階、当該少年院で実施している矯正教育の内容、当該少年院の管理運営の状況その他の具体的事情を考慮した上、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 暴動、騒じょう、自殺その他保安事故の内容を具体的に記載したもの、不正な外部交通や逃走の手法を詳細に記載したもの等であって、その内容を閲覧させることにより、暴動や反抗、逃走を煽ることとなる等により、少年院の規律及び秩序が乱れることとなるおそれがあるか否か。

- (2) 反社会的集団や地域不良集団を肯定するもの、犯罪又は非行を助長するもの、いたずらに性欲を刺激するもの等のほか、当該在院者の個人別矯正教育計画に照らし、その書籍等を閲覧させることにより、矯正教育の効果を減少させ、当該在院者の改善更生及び円滑な社会復帰の妨げとなるおそれがあるか否か。
- 3 第1項の検査を行った職員は、検査の終了後速やかに、法第79条第1項に規定するおそれがないとは認められないため閲覧を許さない部分（以下「閲覧不許可部分」という。）の有無並びに自弁の書籍等の閲覧の許否についての意見及びその理由について記載した書面を当該書籍等に添えて、少年院の長に報告するものとする。
- 4 少年院の長は、前項の報告を受けた後、速やかに、自弁の書籍等の閲覧を許すか否か（次条の規定により抹消し、又は削除するかどうかを含む。）についての決定をするものとする。

（自弁の書籍等の抹消又は削除）

第9条 少年院の長は、自弁の書籍等に閲覧不許可部分がある場合において、相当であると認め、かつ、在院者が同意するときは、当該閲覧不許可部分を抹消し、又は削除して閲覧を許すことができる。

- 2 前項の同意は、書面により得るものとする。

（自弁の書籍等の購入手続等）

第10条 少年院の長は、自弁の書籍等について、あらかじめ、1月につき1日を下回らない範囲内において購入の申請を受け付ける日を定め、その購入の申請を受け付けるものとする。この場合において、少年院の長は、1回当たりに購入することができる書籍等の個数について、少年院の実情に応じ、管理運営上必要な上限を設けるときは、あらかじめ在院者に告知するものとする。

第4章 補則

（準用）

第11条 少年院に仮に収容されている者の書籍等の閲覧については、その性質に反しない限り、この訓令中の在院者に関する規定を準用する。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。